

平成31年度（2019年度）第1回教育委員会（4月定例会）議事録

- 1 日時 平成31年（2019年）4月16日（火）
午後3時から午後4時10分まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 宮尾 千加子
委員 木之内 均
委員 堀内 忍
委員 吉井 恵璃子
委員 櫻井 一郎
委員 吉田 道雄
- 4 議事等
 - (1) 議案
議案第1号 熊本県立高等学校学則等の一部を改正する規則の制定について
議案第2号 熊本県教職員等健康審査会委員の任命について
議案第3号 平成31年度（2019年度）熊本県教科用図書選定審議会委員の任命に係る臨時代理の報告及び承認について
議案第4号 平成31年度（2019年度）教育機関の役付職員の人事について
 - (2) 報告
報告（1） 会計年度任用職員制度等について
報告（2） 熊本地震による被災学校施設の復旧状況について

5 会議の概要

- (1) 開会（15:00）
教育長が開会を宣言した。
- (2) 議事録署名委員の選出
教育長が堀内委員を指名し、了承された。
- (3) 会議の公開・非公開の決定
教育長の発議により、議案第2号から第4号は人事案件のため非公開とした。
- (4) 議事日程の決定
教育長の発議により議案第1号、報告（1）報告（2）を公開で審議し、議案第2号から議案第4号を非公開で審議することとした。
- (5) 議事
○議案第1号 「熊本県立高等学校学則等の一部を改正する規則の制定について」

教育政策課長

教育政策課でございます。失礼して着座にて説明させていただきます。第1号議案として「熊本県立高等学校学則等の一部を改正する規則」の制定を提案させていただきます。

提案理由でございますが、「元号を改める政令」の施行に伴い関係規則の規定を整理する必要があるためでございます。この政令は5月1日から施行される運びとなっておりますが、このことに伴いまして、現行の教育委員会の各規則で定めている様式のうち、一部、年月日の記載欄等にあらかじめ平成等の元号の記載

があるものから、当該元号の記載を削るものでございます。

改正の対象となる規則が5本となりまして、提案するものでございます。

実際の改正規則については、資料2ページ以降に、新旧対照表については、資料22ページ以降に記載しております。

なお、改正規則の施行日は、新元号の施行予定日である5月1日としております。

説明は、以上です。御審議のほど、よろしく申し上げます。

教育長

はい。ありがとうございました。

ただいまのご説明で質問等ございましたら申し上げます。

教育長

よろしいでしょうか。それでは、この件については可決とさせていただきます。

○報告（1） 「会計年度任用職員制度等について」

学校人事課長

学校人事課でございます。

お手元の報告資料「地方公務員法及び地方自治法の改正（会計年度任用職員制度）について」御説明させていただきます。

まず配布した資料での説明の前に、「会計年度任用職員制度」とは何かを説明させていただきます。

会計年度任用職員とは、一会計年度を超えない期間を任期として採用される一般職の地方公務員のことです。地方公務員法・地方自治法の一部改正に伴い、令和2年度（2020年度）から導入される制度であり、非常勤講師などの職種に適用されます。それでは中身を説明します。

「1 改正の目的等」ですが、平成29年に「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が成立し、令和2年（2020年）4月1日に施行されます。臨時・非常勤職員につきましては、平成28年4月現在、全国で約64万人が任用され、教育、子育てなど様々な分野で活用されており、地方行政の重要な担い手となっております。こうした中、任用制度の趣旨に沿わない運用が見られ、適正な任用が確保されていないといった課題を踏まえまして、今回の改正が行われております。

次に「2 地方公務員法の一部改正」をご覧ください。改正の内容ですが、1点目は、特別職非常勤職員の任用につきましては、（1）に記載のとおり、特別職の範囲を「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査、診断等を行う者」に厳格化されます。2点目は、臨時的任用につきましては、（2）に記載のとおり、その対象を、「常勤職員に欠員が生じた場合」に限定されます。3点目は、

（3）一般職非常勤職員の任用等に関する制度の明確化につきまして、新たに「会計年度任用職員」と規定し、その採用方法や任期等が明確化されます。

「3 地方自治法の一部改正」につきましては、会計年度任用職員について、期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する規定が整備されます。

「4 今後の予定」につきましては、平成32年の改正法施行に向け、平成31年度上半期の議会に、給与・勤務条件等の関係条例の改正（案）を提案させていただき予定としております。裏面をお願いします。

今回の「制度改正後の臨時・非常勤の移行イメージ」については、これまで特別職として位置付けてきた②の非常勤講師や非常勤職員、さらには③臨時職員の農務技師や学校技師等が会計年度任用職員となる予定ですが、引き続き移行については検討して参ります。

臨時的任用教職員は、これまでと同様、臨時的任用教職員となる予定です。

職員の処遇に関する重要な制度改正になりますので、移行に向けて混乱を招くことがないように、着実に準備を進めて参ります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

吉田委員

ちょっとよろしいでしょうか。これは法律の改正によるものですので、当然の流れだと思っておりますが、なにか特に熊本県で工夫をされるとか、こういうところはございますか。

学校人事課長

はい。学校人事課でございます。特に熊本県でということはないかと思っておりますけども、学校の現場でいろいろな形での臨時非常勤の方がおられますので、そこを先ほど説明しました資料の裏面のイメージの部分でどういうふうに振り分けるのが一番いいのかというのをいろいろ知事部局とも調整しながら整理をしているということです。

一番影響が大きいのが臨時的任用教職員ということかと思っておりますけど、そこについては今の整理でいきますと、常勤職員に欠員が生じた場合に限定という制度でございます。現時点でもそういう扱いで、臨採というのを置いておりますので、その点はスムーズに整理ができたのかと思っております。それ以外のイメージのところでは②③の部分でどういうふうに整理するかというのを今まで整理を進めてきました。

なお、今後フルタイムにするのかパートタイムにするのかという微妙な部分が少し残っておりますのでそこは今、整理を進めているというところでございます。

すみません。特徴的というと特にないということでございます。

教育長

よろしいでしょうか。

吉田委員

ありがとうございます。

教育長

この件につきましてはよろしいでしょうか。はい。ありがとうございました。

○報告（２） 「熊本地震による被災学校施設の復旧状況について」

施設課長

施設課でございます。

熊本地震による被災学校施設の復旧状況について、御報告いたします。時点は平成31年3月末現在で、補助対象校のみの数字でございます。太線で囲っている部分をご覧ください。

県立学校につきましては、平成30年度に3校が完了しております。補助対象校43校のうち42校が完了済みとなり、その率は、97.7%となっております。

次に、市町村立学校ですが、平成30年度に学校給食センターを含みます10校が完了しまして、補助対象校229校のうち223校が完了済みとなり、その率は97.4%となっております。表の下部に平成30年度に完了した学校と今後完了予定の学校について記載しております。今年度完了予定（平成31年度）の県立学校は第二高校のみでございまして、建物の復旧はすでに完了しておりますけれども、仮設校舎の跡地のグラウンド整備を9月までに完了予定としております。市町村立学校は、熊本市立の必由館高、東野中、帯山中、富合中、飽田西小の5校が今年度完了予定となっております。益城中が来年度2020年度完了予定となっており、現在、既存校舎の解体が完了しまして、これから校舎及び体育館の改築工事の発注を行いまして、完了は来年度の3月を予定にしております。

報告は以上です。

教育長

国の補助対象校が、全部で272校あったということで、補助にならない20万円以下の被災した学校も含めると、何校ですか。

施設課長

補助対象は、県立が80万円以上、市町村立は40万円以上の被害が補助対象となっておりまして、補助対象外を含めると、県立は71校中57校の約80%、市町村立は、643校のうち389校の約60%が被災し、全体で446校が被災しました。

(※ この数値は幼稚園、給食センター等を含めた数値で、その被災割合は62.5%)

教育長

66%が被災していたと思うのですが、これは、補助対象校の割合なのか、対象外も含んでいたのですか。

施設課長

手元に66%の根拠を持ち合わせておりませんが、おそらく補助対象外も含んだ数値と思われます。

(※ 66%は、補助対象外を含み幼稚園、給食センター等を除いた発災後間もない段階での数値で、最終的には65%となった。)

教育長

ありがとうございました。他に質問等はございませんか。

※ここで、非公開議案を審議するため、教育長が傍聴人等の退室を指示した。

6 次回開催日

教育長が、次回の定例教育委員会は平成31年(2019)5月8日(水)午前9時30分から教育委員会室で開催することを確認した。

7 閉会

教育長が閉会を宣言した。午後4時10分